

菊川市立図書館に配架する雑誌のカバー等への広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市が（媒体名：菊川市立図書館に配架する雑誌のカバー等（以下「雑誌カバー等」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(広告媒体)

第2条 広告掲載を行う広告媒体は、広告主が菊川市立図書館に提供された新刊雑誌のカバー等とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 広告を掲載することができるもの及び広告の内容の範囲は、菊川市広告掲載要綱（平成25年菊川市告示第160号。以下「要綱」という。）及び菊川市広告掲載基準（以下「基準」という。）の規定に準ずるものとする。

(広告の規格及び掲載位置)

第4条 提供雑誌の最新号カバー表面については広告掲載希望者名等の表示とし、表示の大きさ及び掲載位置は、次の各号に定めるところによる。

(1) 表示の大きさ等 縦10cm×横15cm以内で、地色は白色、文字は黒色とする。

(2) 掲載位置 最新号カバー表面の中央下部

2 裏面の広告は、片面で最新号カバーに収まる次の各号のサイズとし、要綱第2条に定める掲載の対象を遵守し、スポンサーが作成する。

(1) 広告サイズ（大） 最大A4サイズ以内

(2) 広告サイズ（中） 縦27cm×横17cm以内

(3) 広告サイズ（小） 縦21cm×横14cm以内

3 雑誌に配架位置は図書館長が決定する。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、雑誌の提供期間と同様とする。

2 広告の掲載満了日の3か月前までに広告主から書面による別段の意思表示がない場合は、雑誌の提供期間は自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 広告掲載希望者の募集は公募とし、必要事項を広報紙、市ホームページ等に掲載して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公募によらず、広告主となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

3 募集期間は、随時とする。

4 広告を掲載する雑誌は、1広告主当たり5冊までとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 菊川市立図書館に配架する雑誌のカバー等への広告掲載希望者は、要綱第7条に規定する菊川市広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添付して提出しなければならない。

- (1) 広告原案又はその形状及び内容を明らかにする書類
- (2) 事業者にあつては、その事業の概要が分かる書類
- (3) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
(広告主の決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申込書の提出があつたときは、要綱第2条及び基準により広告の適否を審査したうえで決定する。

- 2 市長は、前項の場合において、広告掲載希望者が複数あるときは、申込時期の早い事業者をから決定する。申込日が同日の場合は、市内に事業所を有するものを優先するものとし、それによつても決定できない場合は抽選により決定する。
- 3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、要綱第8条に規定する菊川市広告掲載審査結果通知書(様式第2号)により、広告掲載希望者に通知するものとする。
- 4 広告を掲載することができる旨の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、掲載内容及び条件等を掲載した菊川市立図書館に配架する雑誌のカバー等への広告掲載承諾書(様式第3号)を市長に提出する。

(広告の原稿の作成及び提出)

第9条 広告主は、広告原稿を電子データにより作成し、市長が指定する期日までに提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告原稿の修正)

第10条 市長は、広告主から提出された広告原稿について、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催促その他の手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (2) 第10条の規定による広告内容の修正の求めに広告主が応じないとき。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、広告掲載決定後、以下の理由による場合は広告掲載を取り下げることができるものとする。

- (1) 仕様の大幅な変更により広告の掲載の目的を達成することができないとき。
- (2) 市の責めに帰すべき事由により広告掲載を履行することができないとき。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

- 3 雑誌の配架後は、広告主は広告掲載の取り下げはできない。

(広告内容の変更)

第13条 市長は、広告主から菊川市立図書館に配架する雑誌のカバー等への広告掲載内容変更届(様式第4号)が提出されたときは、要綱第2条及び基準により広告の適否を審査したうえで決定する。

- 2 変更の届出は、変更しようする前月の15日までに提出しなければならない。

3 市長は、広告内容変更の可否を決定したときは、菊川市立図書館に配架する雑誌のカバー等への広告掲載内容変更許可書（様式第5号）を広告主に通知するものとする。

（雑誌の納入方法）

第14条 菊川市立図書館に提供する雑誌は、図書館が指定した書店等から図書館へ直接納入するものとする。

（雑誌購入代金の支払い方法）

第15条 菊川市立図書館に提供する雑誌の購入費用は、広告主の全額負担とし、広告主が書店等に直接支払うものとする。

（やむをえない事情による雑誌の変更）

第16条 広告主が提供する雑誌が廃刊または休刊となった場合、その他やむをえない事情により雑誌の入手が困難になったときは、菊川市立図書館と協議の上、提供する雑誌を別の雑誌に変更するものとする。

（所有権）

第17条 菊川市立図書館が提供を受けた雑誌の所有権は菊川市の帰属するものとする。

（広告主の責務）

第18条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸及びこれに類する行為を行ってはならない。

（損害賠償）

第19条 広告主は、その責めに帰すべき事由により、この要領に定める事由を履行せず、菊川市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を菊川市に弁償することとする。

2 菊川市は、その責めに帰すべき事由により、この要領に定める事由を履行せず、広告主に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を広告主に弁償することとする。

（その他）

第20条 この要領に定めるもののほか、菊川市立図書館に配架する雑誌のカバー等への広告掲載に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

様式第1号（第7条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）
菊川市広告掲載申込書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

住所又は所在地
氏名又は名称

印

菊川市立図書館に配架する雑誌のカバー等への広告の掲載を申し込みます。

1 申込者

住所（所在地） 〒	
事業者名称	
菊川市内の 事業所・店舗	事業者が菊川市外の場合に記載
	住所（所在地） 〒
	事業所・店舗名
担当者	所属部署名
	氏名
	電話番号
	メールアドレス

2 希望雑誌名

別紙「雑誌リスト」より、スポンサーの対象とする雑誌及び雑誌提供館を選んで、雑誌名と雑誌提供館、該当するカバーサイズを記入してください。

雑誌名	雑誌提供館
	菊川文庫 小笠図書館
	菊川文庫 小笠図書館
	菊川文庫 小笠図書館
	菊川文庫 小笠図書館
	菊川文庫 小笠図書館

3 提供期間

年 月 日から 年 月 日

4 添付書類

- (1) 広告図案
- (2) 会社概要等（業種等がわかるもの）
- (3) スポンサーのURLがわかるもの

（注）添付資料を今年度中に本市に提出しているときは、提出を免除します。

様式第2号（第8条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）
菊川市広告掲載審査結果通知書

第 号
年 月 日

申込者の氏名又は名称 様

菊川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申し込みのあった菊川市立図書館に配架する雑誌のカバー等への広告掲載の可否について、次のとおり審査結果を通知します。

- 1 広告の内容
- 2 広告掲載の可否（否の場合はその理由）
- 3 広告掲載期間
- 4 提供する雑誌名及び図書館名
- 5 指定書店名
- 6 菊川市広告掲載要綱（及び菊川市広告掲載基準）を遵守すること。
- 7 広告掲載期間中に名称及び所在地に変更があった場合は、速やかに報告すること。

様式第3号（第8条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

菊川市立図書館に配架する雑誌のカバー等への広告掲載承諾書

年月日

菊川市長 氏 名 宛

住所又は所在地

氏名又は名称

印

年月日付け第号で通知のあった菊川市立図書館に配架する雑誌のカバー等への広告掲載について次のとおり承諾します。

記

1 承諾

(1) 雑誌スポンサー期間

年月日から年月日

(2) 雑誌名及び提供館

	雑誌名	雑誌提供館
1		
2		
3		
4		
5		

2 不承諾

理由

()

3 広告にあたっては、菊川市広告掲載要綱、菊川市広告掲載基準、菊川市立図書館に配架する雑誌のカバー等への広告掲載取扱要領及び広告掲載者募集要項を遵守します。

4 広告掲載期間中に名称及び所在地に変更があった場合は、速やかに報告します。

様式第4号（第13条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

菊川市立図書館に配架する雑誌のカバー等への広告掲載内容変更届

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

住所又は所在地

氏名又は名称

印

年 月 日付け 第 号で通知のあった菊川市立図書館に配架する雑誌のカバー等への広告掲載内容について変更したいので届け出ます。

記

1 承諾

(1) 内容変更予定日

年 月 日

(2) 内容を変更する雑誌名及び提供館

	雑誌名	雑誌提供館
1		
2		
3		
4		
5		

2 変更内容

様式第5号（第13条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

菊川市立図書館に配架する雑誌のカバー等への広告掲載内容変更許可書

第 号
年 月 日

申込者の氏名又は名称 様

菊川市長 氏 名 印

年 月 日付けで届出があった菊川市立図書館に配架する雑誌のカバー等への広告掲載内容の可否について、次のとおり審査結果を通知します。

- 1 広告掲載の内容変更可否（否の場合はその理由）
- 2 広告内容変更期間
- 3 変更する提供する雑誌名及び図書館名